

エネルギー等価格高騰対策支援事業（畜産業）給付金

よくあるご質問（Q&A）

霧島市 農林水産部 農政畜産課

「給付金」を装った詐欺に ご注意ください！

この給付金に関する手続きの一環と称して、霧島市が現金自動預払機（ATM）の操作や手数料等の振込みを求めることはありません。

「あやしいな」と思ったら、最寄りの
警察署へご相談ください。

目次

Q 1	中小企業者向けの「エネルギー等価格高騰対策支援事業給付金」とは違う事業ですか？	2 P
Q 2	中小企業者向け、畜産農家向け、どちらも申請できますか？	2 P
Q 3	繁殖と肥育の一貫経営をしています。両区分で対象になりますか？	2 P
Q 4	肉用牛と園芸作物の複合経営をしています。どちらの営農類型でも対象になりますか？	2 P
Q 5	6月に廃業しましたが、畜産業を営んでいた期間は対象になりますか？	2 P
Q 6	霧島市外に本社があり、事業所が霧島市にある場合、対象になりますか？（法人）	2 P
Q 7	霧島市の他、県内各地に事業所があります。どのように申請したら良いですか？	3 P
Q 8	霧島市内に畜舎や農地がありますが、市外に住んでいます。対象になりますか？	3 P
Q 9	霧島市に住んでいますが、市外で畜産業を営んでいます。対象になりますか？	3 P
Q 10	畜産業を営んでいますが、他の収入の方が多い場合、対象になりますか？	3 P
Q 11	家族経営ですが、家族に給与所得者がいる場合、申請できますか？	4 P
Q 12	家族の中に個人事業主が複数いる場合、どうしたら良いですか？	4 P
Q 13	家族全員が牛の名義人となっています。全員対象になりますか？（繁殖農家）	4 P
Q 14	確定申告又は市県民税等の申告をしていない場合、どうしたら良いですか？	5 P
Q 15	確定申告書や市県民税等申告書の控えを持っていない場合、どうしたら良いですか？	5 P
Q 15-1	市役所で確定申告をしたので「第一表」に収受印が無い。どうしたら良いですか？	5 P
Q 16	申請書類を紛失したがどうすれば良いですか？	5 P
Q 17	申請に必要な書類は、どのようなものがありますか？	5 P
Q 18	給付金の対象となる牛や金額は、どのように決定したのですか？	6 P
Q 19	申請はいつからできますか？	6 P
Q 20	いつまでに申請すれば良いですか？	6 P
Q 21	給付金はいつ頃交付されますか？	6 P
Q 22	給付金を現金でもらうことができますか？	6 P
Q 23	給付金の使途に制限がありますか？	7 P
Q 24	給付金の振込口座は任意の名義で良いですか？	7 P

Q 1 中小企業者向けの「エネルギー等価格高騰対策支援事業給付金」とは違う事業ですか？

A 1 畜産業農家に特化した事業となります。

Q 2 中小企業者向け、畜産業農家向け、どちらも申請できますか？

A 2 中小企業者等向けの「給付金」と畜産業農家向けの「給付金」は、重複して申請できます。

Q 3 繁殖と肥育の一貫経営をしています。両区分で対象になりますか？

A 3 両部門で対象になることはありません。繁殖又は肥育のいずれかの区分で、交付額の高い方で申請できます。

例 1) 肥育が 100 頭 繁殖が 70 頭 の場合、肥育で申請できます。

例 2) 肥育が 49 頭 繁殖が 120 頭 の場合、繁殖で申請できます。

Q 4 肉用牛と園芸作物の複合経営をしています。どちらの営農類型でも対象になりますか？

A 4 両営農類型で対象になることはありません。事業所得の多い営農類型が対象となります。

○ 肉用牛部門が多い場合

⇒「エネルギー等価格高騰対策支援事業給付金（畜産業）・（中小企業）」・・・

窓口：農政畜産課・商工振興課

○ 園芸部門で申請する場合

⇒「エネルギー等価格高騰対策支援事業給付金（中小企業）」・・・・・・・・・・

窓口：商工振興課

Q 5 6月に廃業しましたが、畜産業を営んでいた期間は対象になりますか？

A 5 既に廃業している方は対象になりません。「令和 6 年 3 月 1 日時点で、霧島市内で事業＝畜産業を営んでおり、今後も引き続き市内で事業を継続する意思があること」が条件です。

Q 6 霧島市外に本社があり、事業所が霧島市にある場合、対象になりますか？（法人）

A 6 事業所が霧島市に法人市民税を納付している場合に限り、対象となります。

法人市民税を納付していない場合は、対象となりません。

Q 7 霧島市の他、県内各地に事業所があります。どのように申請したら良いですか？（法人）

A 7 申請は法人単位（法人登記のある事業所単位）で行ってください。

Q 8 霧島市内に畜舎や農地がありますが、市外に住んでいます。対象になりますか？

A 8 要件を満たせば対象になります。法人の方は「法人市民税確定申告書」の写しを、個人事業主の方は「居住地における納税証明書」を提出してください。

Q 9 霧島市に住んでいますが、市外で畜産業を営んでいます。対象になりますか？

A 9 「霧島市で事業を営んでいるか」を基準としますので、この場合は対象となりません。

Q 10 畜産業を営んでいますが、他の収入の方が多い場合、対象になりますか？

A 10 「事業＝畜産業を営むことで主に生計を維持していること」が条件となりますので、畜産経営による収入より他の収入が多い場合は、対象になりません。

《具体的な例》

例 1) 個人事業主 A さん（年金収入あり）の場合

事業収入	50 万円	⇒	年金収入が主であるため対象外
年金収入	100 万円		

例 2) 個人事業主 B さん（給与収入あり）の場合

事業収入	300 万円	⇒	事業収入が主であるため対象となる
給与収入	100 万円		

例 3) 個人事業主 C さん（複合経営：畜産＋園芸）の場合

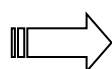
事業収入：畜産	100 万円	⇒	事業収入が主であるため対象となりますが、“園芸農家”と判断されますので、中小企業者向けの「エネルギー等価格高騰対策支援事業給付金」の申請を行ってください。 〔窓口：商工振興課〕
事業収入：園芸	400 万円		
給与収入	120 万円		

Q11 家族経営ですが、家族に給与所得者がいる場合、申請できますか？

A11 この給付金は、ウクライナ情勢に伴う穀物価格の上昇によって配合飼料価格が上昇するなど、生産コストの増大と子牛価格の低迷などにより非常に厳しい経営状況となっていることから、購入飼料等の生産資材の高騰により経済的に影響を受けている畜産業者に対し、生産資材購入に係る経費の一部を支援することを目的としていますので、家族に給与所得者がいる場合でも申請することができます。

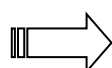
《具体的な例》

例 1) 夫：事業収入 200 万円
妻：給与収入 300 万円



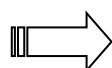
夫の事業が対象

例 2) 夫：年金収入 200 万円
妻：事業収入 300 万円



妻の事業が対象

例 3) 夫：年金収入 200 万円
事業収入 100 万円
妻：給与収入 100 万円



夫は事業収入より年金収入が多く、また、妻は給与収入のみであるため対象外

Q12 家族の中に個人事業主が複数いる場合、どうしたら良いですか？

A12 事業主ごとに申請することができます。この場合にあつては、申請しようとする事業主全員の申告書類の写しを添付してください。

Q13 家族全員が牛の名義人となっています。全員対象になりますか？

A13 この給付金の交付対象は、法人又は個人事業主であり、売却された子牛の名義人ではありません。よって、当該家族経営の事業主のみが対象となりますので、事業主が一括して申請してください。ただし、牛の名義人それぞれが申告を行っている場合は、当該名義人ごとに申請することができます。

Q14 確定申告又は市県民税等の申告をしていない場合、どうしたら良いですか？

A14 確定申告をしていない方は、税務署で令和5年分の確定申告を行ってください。市県民税等の申告をしていない方は、霧島市役所で市県民税等の申告を行ってください。

※ 農業所得を申告していること、市税を納付していることが要件です。

※ 法人は、霧島市に法人市民税を納付していることが要件です。

Q15 確定申告書や市県民税等申告書の控えを持っていない場合、どうしたら良いですか？

A15 市県民税等申告の場合は、市町村役場で再発行を依頼のうえ、書類を入手してください。確定申告書の再発行はできませんので、個別にご相談ください。

Q15-1 市役所で確定申告をしたので「第一表」に収受印が無い。どうしたら良いですか？

A15-1 「第一表」の左下部にある「税理士署名押印」欄に「霧島市」と記載があるものを提出してください。何らかの理由で収受印がない場合は、個別にご相談ください。

Q16 申請書類を紛失したがどうすれば良いですか？

A16 ホームページ上で入手していただくことを原則としますが、ダウンロードできない、又はその環境がない場合は、次の場所で書類を入手してください。

《書類の入手場所》

- ・ 霧島市農林水産部農政畜産課（国分シビックセンター行政棟 6 階）
- ・ 溝辺総合支所、横川総合支所、牧園総合支所、霧島総合支所及び福山総合支所の各市民生活課産業振興グループ

Q17 申請に必要な書類は、どのようなものがありますか？

A17 別紙「エネルギー等価格高騰対策支援事業給付金（畜産業）申請書類一覧」を参照ください。

Q18 給付金の対象となる牛や金額は、どのように決定したのですか？

A18 この給付金は、ウクライナ情勢に伴う穀物価格の上昇によって配合飼料価格が上昇するなど、生産コストの増大と子牛価格の低迷などにより非常に厳しい経営状況となっていることから、購入飼料等の生産資材の高騰により経済的に影響を受けている畜産業者に対し、生産資材購入に係る経費の一部を支援する。

以上のことをふまえ、繁殖農家における給付金の対象は、次のとおり決定しています。

肉用牛（繁殖）		肉用牛（肥育）	乳用牛	養豚		養鶏	
100頭以上	25万円	50万円	50万円	1000頭以上	50万円	100000羽以上	50万円
50頭以上	10万円	25万円	25万円	500頭以上	25万円	10000羽以上	25万円
30頭以上	3万円	—	10万円	100頭以上	5万円	1000羽以上	3万円
10頭以上	2万円	—	5万円	1頭以上	1万円	1000羽未満	1万円
1頭以上	1万円	—	—	—	—	—	—

Q19 申請はいつからできますか？

A19 令和6年4月25日以降に申請できます。

Q20 いつまでに申請すれば良いのですか？

A20 令和6年6月25日までに申請してください（郵送の場合、当日消印有効）。申請書類の提出は、原則として郵送としますが、やむを得ず窓口を持参する場合は、本庁農政畜産課にお越しください。

Q21 給付金はいつ頃交付されますか？

A21 申請書類に不備がなければ、受付日から2週間程度で交付予定です。給付が決定した場合は、通知書を送付します。

なお、申請書類に不備等がある場合は、申請書に記載されている連絡先に電話連絡し、不備等が解消される場合は給付金を交付します。

Q22 給付金を現金でもらうことができますか？

A22 現金支給は行いません。口座振替のみです。

Q23 給付金の使途に制限がありますか？

A23 制限はありません。

Q24 給付金の振込口座は任意の名義で良いですか？

A24 申請する法人又は個人事業主名義の口座としてください。

給付金の申請に際しては、このQ & Aのほか、別に定める「申請の手引き」等もご確認のうえ、不備等のないように手続きしてください。
給付金の迅速な交付のため、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。
ます。